

ストップ 不法投棄・野外焼却



不法投棄の事例



野外焼却行為の事例

県や市町村の監視指導や警察の取締りなどにより、大規模な産業廃棄物の不法投棄や野外焼却行為などの不適正処理は大幅に減少しました。

しかし、小規模な単独捨て逃げ型の不法投棄や野外焼却行為などの不適正処理は、依然として後を絶ちません。引き続き、廃棄物の不適正処理の根絶に向け、強力に取り組んでまいります。千葉県から廃棄物の不適正処理をなくすためには、県民一人ひとりが不適正処理を「しない」「させない」「許さない」という気持ちで行動することが大切です。

廃棄物の不適正処理をなくし、私たちの大事なふるさとを守っていくため、身の回りに注意を払うなど、県民の皆様のご協力をお願いします。

千 葉 県

□□□□不法投棄は犯罪です！ □□□□

事業活動に伴って排出されるがれきなどの産業廃棄物はもちろんのこと、日常生活から排出されるごみなどの一般廃棄物であっても、みだりに捨てることは廃棄物処理法により禁止されています。

県としては、産業廃棄物の不法投棄の撲滅を目指しています。

不審な現場を見かけたら通報を！

●不法投棄の疑いのある不審な現場の例

- 1 工事現場でもないのに、重機を使って不自然な穴を掘っている。
- 2 廃棄物の処理施設でないのに、廃棄物が集められている。
- 3 早朝・深夜に、見かけないダンプが出入りしている。
- 4 人目のつきにくいところや倉庫に、突然たくさんのドラム缶が集められている。

●不法投棄の通報内容

- 1 発見日時
- 2 発見場所
- 3 発見した状況
- 4 産業廃棄物の種類・量
- 5 行為者・車両等の情報(重機やダンプの表記、車両ナンバー等)

* 通報者に関する情報につきましては、秘密を厳守します。

地主の皆さんは不法投棄されないよう、土地の適正な管理を！

- ・不審な車両の出入りを見かけたら、最寄りの地域振興事務所または産廃・残土県民ダイヤル(043-223-3801)に通報しましょう。
- ・土地や倉庫を貸すときは、相手方や事業の内容をきちんと確認しましょう。
- ・契約は、内容を理解した上で、必ず、書面で結びましょう。
- ・道路から奥まった土地や人目のつきにくい土地、手入れが行き届かない土地などは、巡回監視、進入防止柵や不法投棄禁止等の警告掲示板の設置など、土地所有者としてできる必要な措置を講じましょう。

産業廃棄物処理業者に処理委託をするときは確認を！

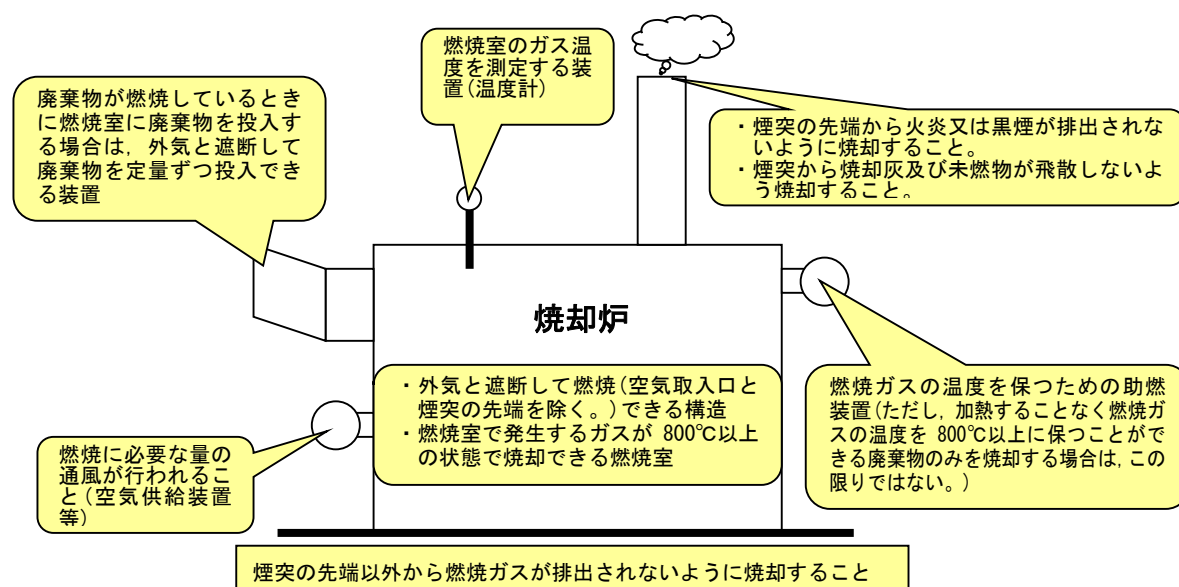
- ・廃棄物処理業許可証を確認し、取り扱い品目や有効期限を確認しましょう。
- ・必ず「収集運搬契約書」及び「処分委託契約書」を書面で作成しましょう。
- ・必ずマニフェストで、廃棄物の処理経過を確認しましょう。

□□□□野外焼却行為は禁止されています! □□□□

廃棄物の野外焼却行為（いわゆる野焼き）は、廃棄物処理法により禁止されています。

廃棄物を焼却する場合は、法令に定められた構造基準を満たした焼却施設で、処理基準に従って行う必要があります。施設規模の大小を問わず、廃棄物焼却炉の構造基準を満たしていない焼却炉や一般家庭の簡易なゴミ焼却炉などは使用が禁止されています。

* 焼却炉の構造基準



* 焼却炉を設置する場合は、規模等により「廃棄物処理法」又は「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」に基づき許可が必要になる場合があります。詳しくは、最寄りの地域振興事務所(市原市内は廃棄物指導課)へお問合せください。

焼却禁止の例外

左義長、どんど焼き、農業者によるあぜ草・稲わら等(廃ビニール等を除く)の焼却、林業の下打ち枝の焼却、水産業の魚網に付いたごみの焼却、たき火、キャンプファイヤーなどは、直接罰則の対象となりませんが、生活環境の保全上支障を与える場合は、処理基準違反として改善命令や行政指導の対象となることがあります。

不審な現場を見かけたときは、通報を！

○夜間・休日の緊急通報

産廃・残土県民ダイヤル(24 時間対応します)

Tel043-223-3801

○各地域の監視担当(県の機関、千葉市・船橋市・柏市)

千葉県葛南地域振興事務所地域環境保全課

〒273-8560 船橋市本町 1-3-1 フェイス 7 階

Tel047-424-8093

(担当区域：市川市，習志野市，八千代市，浦安市)

千葉県東葛飾地域振興事務所地域環境保全課

〒271-8560 松戸市小根本 7 東葛飾合同庁舎 5 階

Tel047-361-2119

(担当区域：松戸市，野田市，流山市，我孫子市，鎌ヶ谷市)

千葉県印旛地域振興事務所地域環境保全課

〒285-8503 佐倉市鐺木仲田町 8-1 印旛合同庁舎

Tel043-483-1138

(担当区域：成田市，佐倉市，四街道市，八街市，印西市，白井市，富里市，酒々井町，栄町)

千葉県香取地域振興事務所地域環境保全課

〒287-8502 香取市佐原イ 9 2-1 1

Tel0478-54-7505

(担当区域：香取市，神崎町，多古町，東庄町)

千葉県海匠地域振興事務所地域環境保全課

〒289-2504 旭市ニ 1 9 9 7-1

Tel0479-64-2825

(担当区域：銚子市，旭市，匝瑳市)

千葉県山武地域振興事務所地域環境保全課

〒283-0006 東金市東新宿 1-1 1

Tel0475-55-3862

(担当区域：東金市，山武市，大網白里市，九十九里町，芝山町，横芝光町)

千葉県長生地域振興事務所地域環境保全課

〒297-8533 茂原市茂原 1 1 0 2-1

Tel0475-26-6731

(担当区域：茂原市，一宮町，睦沢町，長生村，白子町，長柄町，長南町)

千葉県夷隅地域振興事務所地域環境保全課

〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻 4 7 2-2

Tel0470-82-2451

(担当区域：勝浦市，いすみ市，大多喜町，御宿町)

千葉県安房地域振興事務所地域環境保全課

〒294-0045 館山市北条 4 0 2-1 安房合同庁舎 2 階

Tel0470-22-8711

(担当区域：館山市，鴨川市，南房総市，鋸南町)

千葉県君津地域振興事務所地域環境保全課

〒292-8520 木更津市貝渕 3-1 3-3 4 君津合同庁舎内

Tel0438-23-2285

(担当区域：木更津市，君津市，富津市，袖ヶ浦市)

千葉県環境生活部廃棄物指導課監視指導室

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

Tel043-223-2695

(担当区域：市原市)

千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課 (担当区域：千葉市)

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 1-1 千葉市役所高層棟 7 階

Tel043-245-5684

船橋市環境部廃棄物指導課 (担当区域：船橋市)

〒273-8501 船橋市湊町 2-1 0-2 5

Tel047-436-3810

柏市環境部産業廃棄物対策課 (担当区域：柏市)

〒277-8505 柏市柏 5-1 0-1 (本庁舎 4 階)

Tel04-7167-1696